

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した事について通知がありました。

平成二十三年四月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

二 測量の地域 奈良市、五條市並びに吉野郡野迫川村、十津川村、下北山村及び東吉
野村の区域

三 測量の終了年月日 平成二十三年二月十八日